

○福岡県田川地区消防組合職員定数条例

〔昭和 45 年 4 月 1 日〕
〔 条 例 第 3 号 〕

改正	昭和 46 年 3 月 10 日条例第 2 号	昭和 55 年 12 月 1 日条例第 3 号
	平成 元年 12 月 22 日条例第 7 号	平成 4 年 7 月 31 日条例第 5 号
	平成 18 年 12 月 26 日条例第 6 号	平成 19 年 2 月 9 日条例第 1 号
	平成 19 年 3 月 27 日条例第 6 号	平成 28 年 3 月 30 日条例第 6 号
	令和 2 年 6 月 30 日条例第 3 号	

(目的)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 11 条第 2 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 3 項の規定に基づき、福岡県田川地区消防組合の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 3 第 4 項の規定により、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員を除く。以下同じ。）の定数を定めることを目的とする。

(定数)

第 2 条 職員の定数は、155 人とする。

(定数外の職員)

第 3 条 福岡県田川地区消防組合の職員のうち、職員となった日から 1 年を経過しない職員（当該職員となった日において、消防学校の教育訓練の基準に規定する初任教育を修了している消防吏員を除く。）

2 休職者及び地方公務員法の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をする職員

3 前項の規定による定数外の職員が復職した場合において、定数に欠員がないときは、その欠員が生じるまでの間は、これを定数外とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年条例第 2 号）

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第 7 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 5 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 6 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 6 号）

（施行期日）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。